

平成24年門真市教育委員会第10回定例会

開催日時 平成24年10月29日（月） 午後1時30分

開催場所 市役所第2別館（教育委員会）3階 第1会議室

議事日程

- |      |  |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名                             |
| 日程第2 | 会期の決定                                  |
| 日程第3 | 議案第43号 門真市立門真市民プラザの指定管理者の指定の申出<br>について |
| 日程第4 | 諸報告                                    |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

出席委員

委員長	長澤 信之
委員長職務代理者	藤原 定壽
委員	磯和 均
委員	桜井 智恵子
教育長	三宅 奎介

事務局出席職員

教育次長	柏木 廉夫
学校教育部長	藤井 良一
生涯学習部長	柴田 昌彦
学校教育部次長	西口 孝
生涯学習部次長	渡辺 勤
学校教育部総括参事	中野 旬史
学校教育部教育総務課長	山 敬史
学校教育部学校教育課長	苗代 敏男
学校教育部学校教育課参事	上甲 尚
学校教育部学校教育課参事	岩佐 美奈子
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	満永 誠一

生涯学習部地域教育文化課長 脊戸 隆  
図書館長 秋月 康宏

長澤委員長 開会宣告 午後 1 時34分

日程第 1 会議録署名委員の指名

長澤委員長より 磯和 均 委員を指名

日程第 2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3 議案第43号 門真市立門真市民プラザの指定管理者の指定の申出について

門真市立門真市民プラザの指定管理者の指定の申出について、脊戸地域教育文化課長が次のように説明した。

本議案につきましては、平成25年度から門真市民プラザに指定管理者制度を導入するにあたり、指定管理者候補者選定委員会が選定した指定管理者の候補者を、指定管理者として指定するものです。

はじめに、今回に至った背景につきましてご説明いたします。お手元の資料 2 ページ、「指定管理者の指定について」をご覧ください。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、「門真市立門真市民プラザ」でございます。こちらは、昭和56年に大阪府立門真南高校として建設されましたが、後に閉校されたことから、平成19年5月より市民のための生涯学習施設として開設された施設でございます。これまでに5年間市職員が施設の管理運営を行ってまいりましたが、市内のNPO等やボランティアとともに施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するとともに、質の高い行政サービスの提供や効率的な建物

等の維持管理を行うため、この度、初めて指定管理者を募集したものであります。

指定管理者の候補者に選定する団体は、「奥アンツーカ株式会社」、指定する期間は平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。それでは、この団体を選定するに至った経緯をご説明いたします。

指定管理者となる団体を平成24年6月4日から6月29日まで募集したところ、7月12日の現地説明会には29団体が参加し、8月1日から8月14日までの受付期間におきまして、2ページ下段に記載の6団体から申請がございました。

次に3ページをご覧ください。「門真市教育委員会指定管理者候補者選定委員会設置要綱」に基づき、門真市立門真市民プラザ指定管理者候補者選定委員会を設置いたしました。記載の①のとおり、委員にはNPO等との協働について専門的知識を有する者、生涯学習について専門的知識を有する者、社会体育について専門的知識を有する者、会計について専門的知識を有する者等を委嘱いたしました。

②にありますように、選定委員会は、第1回を8月29日に開催し第1次審査となります書類審査を、第2回を9月27日に開催し第2次審査となりますプレゼンテーション審査及び総合評価を行いました。

次に4ページをご覧ください。

選定基準は、「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」に基づき、第1次審査の選定基準を①にお示ししています表のとおり設定いたしました。評価項目で特に重視したこととしましては、選定基準の2「プラザの効用を最大限に発揮させるものであるか」の上から5項目目「施設の設置目的を達成するための自主事業の提案」や、その下の項目「市内のNPO等やボランティアとの連携または活用策」などがございます。また、5ページ②にお示ししていますとおり、第2次審査では、委員の提案により10の評価項目を設定し、審査を行いました。

5ページ中段の(5)の①にお示ししていますとおり、第1次審査は、申請のあった6団体のうち得点の高い順から上位3団体を通過といたしました。

次に6ページをご覧ください。

第2次審査はプレゼンテーション審査を行い、②にお示しし

ています表のと通りの結果となりました。

第1次審査結果及び第2次審査結果の総合結果は、その下③の表のとおりとなりました。

第1次審査結果および第2次審査を踏まえまして、総合的に審査しました結果、団体の経営状況が安定しており、生涯学習に対する認識やNPO等との連携を深めようという姿勢が他の申請団体よりも優れていると判断し、指定管理者の候補者を、奥アンツーカー株式会社、次席の候補者を、オーエンス・シルバー人材センターグループと選定いたしました。

なお、指定管理料の額は、7ページ(6)にお示ししておりますとおり、平成25年度は5,775万6千円、平成26年度は5,761万円、平成27年度は5,752万円、3年間の合計は1億7,288万6千円となり、直営時と比べますと、年間で約1,100万円、割合にして約16%の経費を削減することができる見込みでございます。

また、奥アンツーカー株式会社は、季節ごとに様々なイベントを開催するほか、7つ以上のNPO等と連携し、年間を通じて多様な生涯学習教室やスポーツ教室を開催することを提案しており、生涯学習推進のための拠点施設として大きな役割を果たすことを期待いたしております。

藤原委員長職務代理者： 奥アンツーカーとは何をしている会社なのか、指定管理者としての実績はどのようなものがあるのか。

脊戸地域教育文化課長： 奥アンツーカー株式会社は本社を大阪府東大阪市に置き、昭和35年に設立、従業員数は177人、主にスポーツ施設の建設や運営業務を行っている会社でございます。

公共施設の運営実績では、大阪市の韮(うつぼ)テニスセンターや豊中市の9つの屋外スポーツ施設など、全国で29施設の指定管理業務・管理運営受託業務を行っております。門真市でも、平成24年度から門真市立テニスコート・青少年運動広場の指定管理者として施設の運営を行っております。

桜井委員： 奥アンツーカー株式会社を選定した理由として、「団体の経営状況が安定しており、生涯学習に対する認識やNPO等との連携を深めようという姿勢が他の申請団体よりも優れていると判断したため」という説明があったが、これについて詳しく説明

願います。

脊戸地域教育文化課長： 団体の経営状況につきましては、公認会計士の委員に財務諸表等を確認していただいたところ、「自己資本比率が非常に高く、大変優良な会社である」というご意見があったことからそう判断したものでございます。

生涯学習に対する認識やNPO等との連携を深めようとする姿勢につきましては、プレゼンテーション審査において、これまでに他の地域で地域の皆さんとの関係をつくりあげ様々な取り組みを実現してきたというエピソードや、生涯学習に関して専門的知識を有する委員が「生涯学習を学ぼうとする積極的な姿勢を感じた」というご発言をされていたことから、そのように判断したものでございます。

藤原委員長職務代理者： 「7つ以上のNPO等と連携し、年間を通じて多様な生涯学習教室やスポーツ教室を開催する」という説明があったが、具体的に、どのようなところと連携し、どのような事業を行うのか。

脊戸地域教育文化課長： これらの連携は、門真市教育委員会が事前に募集したパートナーシッププランによって実現したものでございます。

具体的に申しますと、総合型地域スポーツクラブであります門真はすねクラブと門真スポーツフェスティバルのほかスリータッチボール教室など各種スポーツ教室を開催するほか、NPO法人かどまっ子と市内の小学3年生・4年生を対象とした学習会を開催、門真市シルバー人材センターと市民プラザ交流フェスティバルを、NPO法人門真市手をつなぐ育成会と知的障がい者の就労支援を、NPO法人門真ITまちづくりネットとパソコン教室を、門真市NPO協議会とボランティア情報の発信を、門真市卓球連盟と卓球教室を実施するなどを予定されています。

磯和委員： 門真市民プラザの指定管理者を募集することは今回が初めてだが、今回の募集では、どのようなことを重視し、どのような工夫をされたのか。

脊戸地域教育文化課長： これまでの門真市民プラザの運営におきましては、施設の利

用許可等については行っていたものの、市民のスポーツ活動や生涯学習活動を振興するための事業の実施は十分ではございませんでした。そこで、このような事業が市民との協働により活発に実施されることを目指しまして、申請団体がそのような提案を積極的に行えるよう募集において工夫をいたしました。

ひとつは評価項目として自主事業の提案や市内のNPO等との連携を新たに設けたことにより、申請団体がより多くの連携事業を考える意欲を高めました。また、市内のNPO等から指定管理者と連携できる事業として、パートナーシッププランを募集し、申請団体に情報提供を行いました。この取組みは全国的にも大変珍しい取組みであり、選定委員からも高い評価をいただきました。

磯和委員： 門真市民プラザは以前から様々な施設が混在している建物だが、実際に指定管理者が行う業務の範囲を具体的に教えてください。

脊戸地域教育文化課長： 指定管理者は、まずプラザの敷地や建物全体の管理を行います。また、青少年活動センター、生涯学習センター、体育館、グラウンドなど、4つの施設の運営も行います。ただし、プラザ内のなかよし広場、図書館分館、教育センターなどは、引き続き市が直接運営を行います。また、3階に移転いたします市民公益活動支援センターは別の指定管理者が運営を行うことになっております。

磯和委員： 年間の管理料が約5000万円ということで、これまでかかっていた額よりは少なくなるとのことだが、実際プラザには現在何人の職員がいて、今後何人の指定管理者の職員が勤務する予定なのか。

脊戸地域教育文化課長： 奥アンツーカ株式会社の提出した申請書類によりますと、11人の職員を雇用し、常時6人程度が勤務する予定としております。現在の職員の勤務は常時4人程度でございますので、今よりも多くなることが見込まれます。

長澤委員長： 指定管理者が2者、直轄の部署もあり混乱や不都合は生じないのか。

脊戸地域教育文化課長： 従来設置していませんでした市民プラザ全体の責任者となるプラザ長を指定管理者の奥アンツーカから出していただき、ハード面を中心に見ていただきます。直営部分については、市もしくは新たな別の指定管理者である公益活動センターで見えていただく形になります。

藤原委員長職務代理者： 新しく作るために必要なこと、市が大事にしないといけないことを市民の皆さんにもお示ししていることがあると思う。それをうまく実行していかなければならないと、指定管理者だけに何でも任せておけばいいとはならない。市の流れあるいは大事なところを指定管理者にしっかり伝えれば守ってくれるということになるのかという確認はできているのか。

脊戸地域教育文化課長： 教育委員会と指定管理者との連絡調整の会議を設けますことと、生涯学習施設ですのでハード面ももちろんですがソフト面が非常に大事になってくることから、社会教育主事任用資格を有する者を必ず置いていただくということで条件を付け、教育委員会との連携が密に取れるように考えております。

長澤委員長： 市民プラザ長という表現があったが、青少年活動センター長・生涯学習センター長・体育館長との関係はどうなるのか。

脊戸地域教育文化課長： 市民プラザ長がトップであり、それぞれの施設に担当責任者をおいて、市民プラザ長が中心となって連携をとる形になります。

長澤委員長： 市民プラザ長の指揮下となるのか。当然3つの長は教育委員会の指揮下にもあるのか。

脊戸地域教育文化課長： 教育委員会の直接の指揮下ではなく、それぞれの施設に熟知している指定管理者の担当者を置き、その上にプラザ長を置くということになります。

長澤委員長： 市民プラザ長となかよし広場、図書館分館、教育センターとの連携はどうなるのか。

柴田生涯学習部長： 市民プラザの指定管理者が直営施設であるなかよし広場、図書館分館、教育センターについて指揮命令することはありません。

長澤委員長： 今までの生涯学習センター長はなくなるのか。

柴田生涯学習部長： はい。

藤原委員長職務代理者： 6 ページの指定管理者の候補者に次席の記載があるが、次席を作らなければならない理由は何か。

脊戸地域教育文化課長： 門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例によりますと、市議会での指定議決の前に重大な瑕疵が有る場合は、指定管理の取り消しを定めております。具体的な項目はありませんが、例えば申請書の書類に虚偽の報告等が発覚した場合等はこれを適用するという事になるかと存じます。

[全委員異議なく、議決]

#### 日程第 4

#### 諸報告

長澤委員長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

#### 番号 1 門真市立学校教職員人事基本方針及び平成25年度門真市立学校教職員人事取扱要領について

門真市立学校教職員人事基本方針及び平成25年度門真市立学校教職員人事取扱要領について、中野学校教育部長が次のように説明した。

先日、大阪府教育委員会より大阪府公立学校教職員人事基本方針、平成25年度公立小中学校教職員人事取扱要領の送付がありました。その内容は、大阪府公立学校教職員人事基本方針については変更はありません。平成25年度公立小中学校教職員人

事取扱要領については、年度の変更のみでありました。

そのことを受けて、門真市立学校教職員人事基本方針、門真市立学校教職員人事取扱要領の見直しを行いました。

1 ページ、門真市立学校教職員人事基本方針については変更しておりません。

次に2 ページ、平成25年度門真市立学校教職員人事取扱要領につきましては、年度を平成24年度から平成25年度に変更を行いました。残りの部分については、昨年度と同じでございます。

## 番号 2 裁判の結果について

裁判の結果について、中野学校教育部総括参事が次のように説明した。

裁判結果すなわち訓告処分取消等請求控訴事件に係る判決につきましてご報告申し上げます。

本件訴訟につきましては、平成24年第2回定例会においてご報告させていただいた訓告処分取消等請求事件に係る控訴審でありまして、相手方元門真市立第三中学校川口精吾教諭が第一審判決を不服として平成24年2月15日に大阪高等裁判所に控訴したものでございます。

訴訟の内容であります。平成19年度の門真市立第三中学校の卒業式において、控訴人が、国歌斉唱時に着席したこと及び、これについて門真市教育委員会による事情聴取に出席するよう命じる旨の校長からの職務命令に違反したことにより、平成21年2月20日に門真市教育委員会から文書訓告を受けましたが、同訓告が違法であると主張して、その取消と慰謝料の支払いを求めたものでございます。

本件訴訟は、平成24年6月7日の第1回口頭弁論があり、同年8月30日の第2回口頭弁論において結審し、今日18日に本市勝訴の判決が言い渡されました。

なお、控訴人が判決に不服がある場合は、判決文受領の日から2週間以内に上告することが認められておりますため、本日現在、本件判決は確定いたしておりません。

門真市教育委員会会議規則第25条の規定により署名する。

門真市教育委員会

委員長 長澤 信之

署名委員 磯和 均